

以上により示された昭和39年度の実態は、修学旅行費を除いて、準要保護7%の援助率に充たない結果をみせているが、はたして本県の生活水準がそのように高いものであるか。次に、昭和38年度末現在で、各市町村に対して調査を行なった「補助の有無にかかわらず保護を必要とする状態にある者」との比較を行なってみる。但し本表に掲げる「国の配分児童生徒数」および「給与児童生徒数」は、学用品費の児童生徒数のみを取りあげたも

表3

区 分	小 学 校		中 学 校	
	児 童 数 ^人	全児童数に対する比率 [%]	生 徒 数 ^人	全生徒数に対する比率 [%]
全 児 童 生 徒 数 (39.5.1)	266,632		166,942	
教育扶助を受けている児童生徒数 (39.7.1)	7,229	2.7	4,838	2.9
国の配分児童生徒数 (39年度学用品費分)	18,409	6.9	11,137	6.7
給与児童生徒数 (39年度学用品費分)	15,997	6.0	10,257	6.1
要保護・準要保護者の実数 (補助の有無にかかわらず保護を必要とする者38年度末)	24,768	(38.5.1に 対する比率)8.8	13,728	(38.5.1に 対する比率)7.9

すなわち、昭和38年度より、国の配分は仮配分とみなされ、市町村が当該配分にこだわることなく実施計画をたてた事業の金額について、その2分の1が補助されることになっており、8%前後の実数がある場合には当然その数まで補助が認められるわけである。しかし、ここ2、3年、横ばい状態に表3のような給与现实が続く、一応これが本県の限度であるようにみうけられるのは、どのようなことが原因となっているのであろうか。2分の1市町村負担に伴う財政上の問題。要保護・準要保護者の認定の範囲の問題。および事務処理方式の複雑さの問題等いくつかの問題が考えられるが、今後、当該実態について十分検討を加え、現に保護を必要とする者すべてが、受けられるべき費目の全部を補助されるよう何らかの方法を講じてゆかなければならない段階にきている。

なお、前記の事務処理方式の改善、および要保護・準要保護者の認定については、昭和39年2月、文部省において下記の要領を示し、原則として昭和39年度および昭和40年度の2年間に、当該事務処理方式に切替えるよう各市町村に指示したところであるが、全市町村が早急に切替えを終了し、この事務処理方式が軌道にのらなければ、その成果を期待することはできない。

「要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」(要旨)

1 要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票の作成

学校長または民生委員等が就学援助を必要とする者として認める者について、教育的立場からの学校長の意見に基づき世帯票を作成し、市町村教育委員会はそれに基づいて3月末日までに、要保護・準要保護者の認定を

のであって、修学旅行費の要保護者および、費目ごとに異なった準要保護者の認定を行なっている場合の、他費目のみの準要保護者数は含まれていないため、正確な要保護、準要保護者の実数とはいえない。しかし原則として、準要保護者に認定された者には全費目を支給するという観点にたった場合には、下表のパーセントは大きな意味をもつものと思う。

- 終了すること。
- 就学援助費支給計画通知書の作成
市町村教育委員会は認定事務終了後、個人ごとの支給額を決定し、4月末日までに当該通知書を学校長に送付し、学校長は保護者にすみやかに連絡すること。
- 委任状の作成
学校長が保護者の代理者として給与費を請求、受領する場合は、必ず委任状を作成すること。
- 給与費の支給
図の補助は原則として交付申請額(補助事業費の2分の1の額)どおり決定されるものであるから、認定を早急に終了し、必要性のもっとも多い4月当初に給与が開始できるようにすること。支給方法はやむをえない費目を除いては、なるべく現物で行なうこと。
- 就学援助費支給台帳の作成
市町村教育委員会が直接給与事務を行なう場合は教育委員会が、学校長が教育委員会の補助機関として給与費を取り扱う場合は当該学校長が、それぞれ「就学援助費個人支給明細書」を作成すること。但し、従来現物給与の際に必要なとされていた受領書等の整備は要しないこと。
- 配分人員と給与人員との関係
県教育委員会が市町村に配分する児童生徒数は、まず就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行規則第3条、学校給食法施行規則第5条および学校保健法施行規則第27条の別表に基づく算定方式による数を基準として仮配分を行なうが、その後において各市町村の補助事業の計画に応じて調整される。したがって市町村は当初の仮配分